

○山井委員 これから三十分にわたりまして、質問をさせていただきます。

今、資料を配付させていただいております。国民年金の納付率についての資料、そしてもう一つは、消えた年金についての資料であります。お手元で見ただけだと思います。

この消えた年金の問題、一ページ目にお配りしました「私の視点」で、社会保険労務士の廣瀬幸一先生も書いておられます。朝日新聞の九月三十日、昨年であります、長年、年金保険料を納めたはずなのに、確かめてみたら記録の一部が抜け落ちていて、年金額が少なくなるということですね。ここで廣瀬先生が書いておられるのも、国民年金保険料の十年九カ月分の記録が消えていた女性のことが書いてあります。これは、やはり非常に深刻な実害になってきてしまうわけでありまして。言うまでもなく、老後にとって年金というのは、これはもう命綱なわけでありまして。

その次の資料も簡単に御説明しますと、五月十二日朝日新聞、統合できぬ個人番号が五千万件ある、受給額が途中で変更になった、多くが、少なかったためにふえたわけですが、二十二万件というふうにあります。そして、三枚目は毎日新聞の報道であります、納めたはずが未納になっているということで、社会保険庁は二十四万件を訂正したということでありまして。

そこで、具体例を挙げて少しお話をさせていただきたいと思っております。私のもとにも何件もの相談が寄せられております。一例を読み上げさせていただきます。この資料にありますように、「消えた年金の実例」、本人は、名前は出さないでほしい、名前は出さないでほしいが、ぜひ柳澤大臣にこの私の思いを伝えてほしいということで、今回、依頼をいただきましたので読み上げさせていただきます。

ここにありますように、昭和十五年六月生まれの六十六歳の女性、ひとり暮らしの方であります。前の夫が昭和五十四年に死亡をされまして、その後再婚をされます。そして、国民年金を五年半払ったはずなのが、今は払っていないということになっております。再婚をして、転居をされています。そして、領収書は処分されているということでありまして。

そこで、ちょっとこの女性の方からの柳澤厚労大臣への訴えというものを読み上げさせていただきます。

五年半、毎月毎月払いに行った私の国民年金が消えてしまいました。

昭和五十四年五月四日に、私の前の夫は、亡くなりました。このため、遺族年金をいただくことになったのですが、そのときに老後のため国民年金を掛けておく方がよいといわれて、国民年金をかけることにしました。多分翌月から毎月一回、職場を遅刻して、市役所の支所まで国民年金と国民健康保険料を持って行くことといたしました。こうして、私は、昭和五十四年六月から昭和五十九年十一月か十二月まで毎月毎月、国民年金を支払いに市役所の支所まで行きました。

その後、昭和五十九年十二月に再婚いたしまして、となりの市に引っ越しました。その再婚した夫も平成十六年に亡くなってしまいました。

私は、六十五歳になる一ヶ月前の平成十七年五月に国民年金をいただくため相談に行きました。すると、再婚前には、国民年金を支払っていた記録がないというのです。間違いなく、私は支払いにいておりましたので、納得できませんでした。ですから、しっかり調べてほしいと頼みました。

でも結局、「領収書がないからダメ」としか答えてもらえません。その領収書も平成九年まではとってありました。でも、年金手帳が一つにまとめられたので、もう領収書と古い年金手帳はいらないと亡くなった夫に言われて、捨ててしまいました。領収書をとっておかないと年金がもらえないことがあるとは、思いもしませんでした。

「しっかり調べてほしい」と言うと、いつも、「コンピューターで管理しているので間違いはない」と言われます。でも間違いなく、私は払いに行きました。私の記憶は間違いで、コンピューターは間違いがないと決めつけられるのでしょうか。

市役所に記録はないか聞いてみましたが、「そんな五年以上前の書類があるはずがない」と言われました。でも、私が領収書をとっておかないからダメと言われていたのに、市役所は書類をとっておかなくてもいいのでし

ようか。

年金相談の方に、毎月勤め先を遅刻していたので、そのことを昔の勤務先に確認してほしいと言いましたが、「記録がない以上、そんなことをしても仕方ない」といわれるだけでした。

それから、何回も社会保険事務所に相談に行き、今も調査してもらっていますが、毎回記録がないという返事ばかりです。でも、私は間違いなく再婚前に五年半国民年金を払いました。それが、なぜなくなるのか、どうしても納得できません。

領収書・年金手帳を処分した以上、自己責任であると柳澤大臣はお考えですか。こういうふうな訴えであります。

匿名の方であります。このような現状に対して、柳澤大臣、これは氷山の一角で、このような例が非常に多いと思うんですね。このような切実な訴え、おひとり暮らしの女性で、本当にとらの子のこの年金が、きっちり払っていった、ここにも書いてありますように、毎月わざわざ仕事を遅刻してまで払いに行った、間違いはないと本人はおっしゃっておられます。もちろん、もしかしたら、絶対に思い間違いをしていないということは大臣も判断するのは難しいかと思いますが、今回のこの間の経緯でも、領収書などで記録が、社会保険事務所や社会保険庁で不備があったことが明らかになった例も五十五例あります。

この六十六歳の女性の方の場合も、記録の不備の可能性が高いのではないのでしょうか。柳澤大臣、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

○柳澤国務大臣 これは、国民年金を五カ年間にわたってお払いになっている。再婚前ですから、再婚によって多分名字が変わっていらっしゃるんじゃないか、こういうように思いますが、これをしっかり、旧姓でもって市役所にお支払いいただいたということであれば、まず、その旧姓を申し述べていただきまして、そして記録に当たるといふことにしなければいけない、こういうように考えるわけでございます。

そういうことをやっていただいて、これは市役所の記録がどういうふうになっているかということも、私、関心があるところでございますけれども、私どもとしては、まず、現在でしたら、磁気ファイル化されている被保険者の名簿というか名前、これを調べるといふことでございますけれども、もっと先の記録を、御不満だということであれば、本庁にまでそのことを上げていただければ、本庁におきまして、最高のエネルギー、マンパワーを差し向けて徹底的に資料に当たる、こういうことをいたさなければならなくなる、こういうことでございます。

○山井委員 これは、消えた年金の一例ではないかと思うんです。

今、名字が変わったということをおっしゃいましたが、ということは、こういう年金が消えるというリスクは、結婚して名字が変わった方の方がリスクは高いということですか、柳澤大臣。

○柳澤国務大臣 これは、夫のいない期間、五年間、国民年金を払っておられた、こういうことで、お仕事、遅刻されたお仕事があるんだけど、そこが厚年の適用事業所でなかったのかどうか。いずれにしても、国民年金をお支払いだった、こういうことでございますので、名字を旧姓でまず名乗って、そうした年金の加入記録、納付の記録というものを調べなければならぬケースであるということとは当然だと思います。

○山井委員 今話を聞いていたら、結局、名字が変わったりしたら年金が消えてしまうリスクがあるということだと思うんですが、そういう、仕事をかわる、あるいは引っ越しをする、結婚をする、これはある意味でごく日常的なことでありまして、そういうことで年金記録が見つからなくなるとか消えてしまうということがあったら、これは公的な年金としては許されないことだと思うんです。

それで、大臣、この方を見てもらいますと、もう二年前から何度も何度も市役所や社会保険事務所で交渉されているんです。もちろん旧姓も言って、何度も何度も交渉されている。にもかかわらず、がちが明かない。本人は、もうあきらめ切れない、夜も眠れない、納得できない、二年間ずっと悩み続けている、余りにもひどい、ひとり暮らしで年金だけが頼りだということをおっしゃっておられるんですよ。わざわざ仕事を遅刻してまで払いに行った、それを今になって、領収書がないから年金を給付できませんよと言われても、なあなあでは納得できないと、御本人は悲痛なことをおっしゃっておられるわけです。

実際、この方の訴えが正しいという前提で、この五年半を合わせて給付を考えてみますと、国民年金の四十年納付、満額としたら、年間七十九万円、そして、この五年半の部分を納付していないということになれば、年間約

十一万円のマイナスになるんです。この方は今六十六歳ですから、平均余命であと二十三年生きてとしたら、何と二百五十四万円も年金給付が少ないということになるんですよ。

新たな収入の当てもない、それに、本人は老後のために必死になって払ってきたわけですから、それを今になって給付できないと言われても、これは本人がお怒りになられるのは当然だと思えますね。柳澤大臣、やはり、領収書がないから払えないでは、これは済まないんじゃないんですか。

○柳澤国務大臣 消えた年金とか、そういうことはないですね。

我々が、九年一月に基礎年金番号を付番いたしたわけですが、そのとき時点で国民年金なり厚生年金に入っていないこのような方については、当然のこととしては、基礎年金番号が付番されません。付番されないわけですが、その後で、我々としては、ここに何らかの形で、基礎年金番号に統合されたと書いてありますから、この方の場合は、基礎年金番号はどうも付番をされたようですね。これはどういう経緯かはちょっとつまびらかでないんですが、そうなっている。その場合には、前に入っていた国民年金というものと統合をしなければならない記録としてこれがレコードされている、記録されている、こういうことでございます。

したがって、この九年一月時点で、納められた国民年金の被保険者になっていないものですから、そういういわば未統合の口座、口座と申しますか、年金の符号番号になっている可能性がこの方の場合はあるということでございます。

したがって、そこまでこの窓口がやっているのではないかと思う反面、時系列で申しますと、そういう状況にある方だということ言えるわけでございます。

○山井委員 消えた年金というのはないんですと簡単におっしゃいますけれども、事実上、この人の場合はその危険性が極めて高いわけじゃないですか。

それで、五千万件統合されるとおっしゃいますけれども、いつまでにそれを統合するんですか。その五千万件の中に紛れ込んでいる可能性もあると今おっしゃいましたが、では、五千万件をいつまでに統合するんですか、柳澤大臣。

○柳澤国務大臣 先ほども申したように、この方が旧姓でもって昭和五十四年から五十九年まで納付をされた国民年金の番号というものが統合されないまま残っている可能性があるわけでございます。それはなぜかという、平成九年一月の付番のときには、御主人の三号被保険者としてこの方が、そういう形で付番をされているわけです。ですから、その付番とこの国民年金、昭和五十四年から五十九年までお掛けになったものが統合されないといけないわけでございます。だから、統合をされるように申し出ていただくことによって統合される、こういうことでございます。

ですから、そのことを私としては、そういうことが申し出られているとしましたら、さらに調査をすべしということで、今申したように、場合によっては本庁の調査という、一番マンパワーを一人当たりにかかることになると思えますけれども、そういう調査をしていただくようお願いいたします、そういうことで解決を図っていかなきゃいけないケースだということでございます。

○山井委員 そうしましたら、この方は匿名ということを言われているんですが、実は本人からは、ぜひ調べてほしいということを私は依頼を受けておりますので、柳澤大臣、私はまた金曜日に質疑をしますが、それまでに調べていただくということによろしいですか。

○柳澤国務大臣 これは、やはり私がここで申し上げることがまず適切でない、こういうように思います。と申しますのは、今、本庁の年金記録審査チームでやっておりますのが二百件以上ございますので、そういう中の一件として、私ども、調査をさせていただくということでございます。

それは、一つの公正性というか、この二百件以上の方々も同じようなことを強くお訴えになっていらっしゃるわけでございますので、やはり順番、マンパワー、あるいは調査の先というものがどこまで広がればいいのかというような問題がありますので、今の委員の、せつかくのお立場からの期限かと思えますけれども、それを私がここで受け合う、そういうことにはならない、こういうことでございます。

○山井委員 こういう問題をうやむやにして、組織がえも議論できないですよ。

そうしたら、これはいつまでに回答してもらえるんですか、きょうお願いしたら、いつまでに回答が出てくる

んですか。私は、その方から名前も渡してもらっていいと言われてますから、今渡しますので、いつまでに回答してもらえますか。

○柳澤国務大臣 名前だけを知らせてもらうということではなくて、やはり一定の手続を踏んでいただいて、できるだけ情報を教えていただくことによって私どもの調査は進行するということになりますので、ぜひその方も社会保険事務所の窓口に行ってください、そして山井委員のそういうここでの話などもしていただいて、できるだけ情報をこちら側にもたらしめていただいて、しかる後に調べた方が、これはもうお名前だけで調べるといふよりもはるかに我々も調べやすいとか、要するに、双方が望んでいる結論に達しやすいということは、これは御理解いただきたいと思います。

我々は、放置しておくとか、未統合のものが放置されているということに全然望んでもいないし、当然のことですけれども、できるだけ統合したいという気持ちで、一人の方といえども最大の努力を傾けて、お訴えについて調査をさせていただくという姿勢で臨みたい、このように思います。

○山井委員 この方は、もう二年間、何回も何回も社会保険事務所も市役所も行って、お願いしまくっているわけですよ。それでがちが明かないから、私のところに頼んでられているわけですよ。

だから、きょう出しますから、そうしたら、いつ答えは返してもらえますか、柳澤大臣。

○柳澤国務大臣 先ほども申し上げておりますように、私どもが一つの考え方のもとでシステムをつくっております。それに乗っかって、できるだけ情報を教えていただきたいということでございまして、その際、こんなに国会の場で御議論をさせていただいているわけですから、山井議員から厚生労働大臣に直接訴えかけた案件であるからぜひ本庁の調査をお願いしたい、こういうことを言うていただくことによってそこにイヤマークが行われて、本庁調査の対象になるということは考えられようと思います。

○山井委員 これは五千万件、こういう統合されていない年金記録があるわけですよ。その氷山の一角として、一例として話しているわけですよ。一々そんなものを国会で取り上げられるわけがないじゃないですか。

ですから、今この資料をお渡ししますので、どういう状況になっているかということをお本人にいつまでに返事をしてもらえますか。これを今お渡ししますから。

○柳澤国務大臣 事務当局が言っていることは、今の状況がどうなっているか、そういうことは調べられる、しかし、それはやはり委任状を必要とするということでもございますので、それは委任状をいただいて山井委員がそういうお立場に立たれば状況はつまびらかにできるということでもございます。

しかし、それ以上に調査ということになりましたら、さらにまたいろいろこちらからのお問い合わせにもお答えをいただいて、そして、先ほど申したような手続に乗せていただければよろしいかと思いますが、いずれにせよ、これも一つの例として山井委員がせっかくお取り上げになられるものですから、私としてそういうことを申しているわけでありませう。

いずれにしても、そういうシステムのもとで統合されるものなのでございますよということをお私は皆さんに御理解をいただきたいということでもございます。

○山井委員 そうしたら、本人から即、社会保険事務所に依頼をかけますので、そうしたら、次の質疑までにそれを本人には返答はしてもらえますか。その状況で結構ですから、現状を。

○柳澤国務大臣 その方の状況にもよるわけですが、委任状を持たれてやれば、我々が該当の社会保険事務所に問い合わせをすることによって現状はその限りで把握できる、こういうことでもあります。

○山井委員 この間、大臣は、申し出があれば対応するということをお何度もおっしゃっていて、実際、この方のように二年間申し出てもらちが明かない。そして、らちが明かなかったら、五千万件の統合されていない年金番号の中にある可能性がある。では、それをいつまでに統合してもらえますかと言ったら、わからない。

それで、ほかの質問の形にしますが、そうしたら、去年の六月にこの五千万件分の宙に浮いた年金記録というのが出てきて、それから今日までに何件統合ができたんですか、五千万件のうち。柳澤大臣、いかがですか。

○柳澤国務大臣 基礎年金番号に統合されていない記録につきましては、平成十九年四月一日現在で四千九百四十九万件でございまして、平成十八年六月時点の五千九十五万件と比較をいたしますと、約百四十六万件が統合されたというふうに申し上げたいと思います。

○山井委員 ということは、五千万件のうち一年弱で百四十六万件統合できたということによろしいですか。それは何カ月でやったんですか。

○柳澤国務大臣 六月時点から三月三十一日と考えていただいているかと思うんですが、そういうことでございます。

○山井委員 これは九カ月で百四十六万件。ということは一年でほぼ二百万件ぐらい、ということは、五千万件あったら、これはあと二十五年かかるんですか、統合されるのに。大臣、いつになったら五千万件は統合されるんですか。

○柳澤国務大臣 かねてから御説明を申し上げましたことをごさいますけれども、この五千万件の方々の番号というのは、こういう形で統合されるもののほかに、統合を要しない、もう死亡された方等がいらっしゃいますので、五千万件がすべて統合ということを想定して考えていくことは、必ずしもそれを要しないというふうに考えております。

○山井委員 いや、いろいろな理由があるとおっしゃっても、実際百四十六万件しか明らかになっていないわけでしょう。そうしたら、このペースでいったら、あと二十五年かかるじゃないですか。これはいつまでに、この統合なり、明らかにさせるという作業は終わるんですか。一日千秋の思いで年金記録が見つからない人は待っているわけですよ。いつまでなんですか。

そして、これはこのまま特殊法人に看板のかけかえをしたら、政府の監督も国会の関与も減っていくわけでしょう。今だったら自動的に村瀬長官も来られているけれども、今回、日本年金機構という特殊法人になったら、これは理事会の合意がなかったら、与党がノーと言ったら、新しい年金機構の理事長を呼ぶこともできないし、そういうふうにチェックもできなくなるわけでしょう。

そういう意味では、看板のかけかえの前にこの統合のことにけりをつけないとだめだと思うんですが、柳澤大臣、いつまでに、五千万件の宙に浮いた年金記録の問題、きっちり明らかにできるんですか。

○柳澤国務大臣 これも累次御質問に対してお答えを申し上げていることをごさいます。これからにつきましては、五十八歳到達時であるとか裁定請求書の送付のいわばターンアラウンドの運営であるとか、あるいはさらに特別強化体制の実施等をいたすわけでございます。

さらには、余り若いところまでは、この五千万件と関係が希薄になる傾向は当然あるわけですが、しかし、四十五歳というようなどころでの年金加入記録の通知というようなものも、統合を促す、促進をする、そういう要素として私どもとしては期待できる、このように考えております。

〔委員長退席、吉野委員長代理着席〕

○山井委員 最後になりますが、繰り返しますが、この方の場合は、五年半、毎月毎月払いに行ったということが、領収書がないというだけの理由で認められなかったら、年間十一万円、そして平均余命まで生きたら二百五十四万円もマイナスになるんですよ。

○吉野委員長代理 時間が終了しました。

○山井委員 これは権利なんですからね。こういうことをなあなあにして、そして二年間相談に行ってもらいが明かない、こういう状態で、年金の信頼回復もないんですよ。きょうの朝日新聞の世論調査でも、国会で一番力を入れてほしいのは年金と書いてありましたよ。払ったはずの年金がもらえない、こんなことで年金の信頼が図れるはずがないでしょう。このことは引き続きまた今後も質問させていただきます。

ありがとうございました。